



社会保障制度における
個人単位と世帯単位
—年金制度を中心として

中益 陽子

年金制度と医療保険制度における個人単位と世帯単位

		受給権	保険料	給付
年金	2号・3号	被保険者 (1985年の基礎年金 の導入に伴い 個人単位化)	<ul style="list-style-type: none"> ・2号：報酬比例 ・3号：なし (3号該当性は個人単 位で判断) 	<ul style="list-style-type: none"> ・2号：基礎年金（満額） + 厚生年金（報酬連動型≒ 拠出連動型） ・3号：基礎年金（満額）
	1号	被保険者	<ul style="list-style-type: none"> ・所得段階別定額保険料 (免除は世帯単位で判断) 	<ul style="list-style-type: none"> ・1号：基礎年金 (拠出連動型)
医療保険	被用者保険	被保険者 (被扶養者は×)	<ul style="list-style-type: none"> ・被保険者：報酬比例 ・被扶養者：なし (被扶養者該当性 は個人単位で判断) 	<ul style="list-style-type: none"> ・被保険者：本人 + 被扶養者に 関する給付 ・被扶養者：なし

※日本に似た皆年金の仕組みをとるオランダでは、1階部分（AOW）の受給権および保険料負担は個人単位化されているものの、その給付額は世帯（パートナー）単位（満額比較で、パートナー2人：単身者＝100：73.4。2023年）。

世帯単位に対する代表的批判

世帯類型に対する 中立性の欠如

片働き世帯、共働き世帯および単身就労世帯における給付と負担のあり方の違いは、不公平。

→給付に応じた拠出を受給権者自身が行うことを公平とみるもの。

- ・年金（とくに老齢年金）における再分配が一見単純に見えるため？対象被扶養者の違い？
- ・離婚時の夫婦共同負担保険料の考え方は？

選択（とくに就労） への影響

世帯単位の仕組みが片働き世帯に不当に有利に働くとすると、その有利な地位にとどまろうとする（夫婦のいずれかが就労を控え、低収入にとどまろうとする）インセンティブが働く。

- ・いわゆる「貧困の罠」の一種といえるが、これ自体は、世帯単位に固有の問題ではない。
- ・社会保険方式で国民皆年金を志向するなら、拠出を行えない経済的負担能力の弱い者に対する配慮（→負担軽減措置）は、いずれにせよ必要では？

性別に対する 中立性の欠如

左記の就労調整を行うのは、これまで労働市場で不利に扱われてきた女性（妻）が多いと考えられるが、そのために、この仕組みが女性の就労にとってさらなる障壁になりかねない。

世帯単位は何に親和的か

2023/9/8

社会保障制度における個人単位と世帯単位

「世帯」とは

年金制度

一定の親族関係 + 住民票上の同一世帯等を生計維持認定対象者および生計同一認定対象者にかかる生計同一と認定（平成23・3・23年発0323第1号）

医療保険制度

被保険者及び被扶養者から構成されるもの（平成21・4・30保保発第0430001号）

→被扶養者の要件からみて、一定の親族関係と生計維持関係からなるまとめ

生活保護法

「同一の住居に居住し、生計を一にしている者」は原則として同一世帯員（昭和36・4・1厚生省発社第123号）
なお、同一住居要件には例外が多い。

主たる要素は、生計同一性か。また、年金制度や医療保険制度では一定の親族関係も鑑みられている。

世帯の要保障性および負担能力への影響

- 憲法25条を体現する社会保障制度は、他の基本的人権を行使することで築き上げられた各人の生き方の帰結（つまり、それによって生じた要保障性や負担能力）に応じて、必要な差を設けながら一見「非中立に」（再分配の意味では中立に）生存権の実現を図る。
- 「世帯」は、このような各人の要保障性や負担能力に影響せざるをえない。その生計同一性と親族関係に由来する扶養義務のためである。

高齢・医療等のニーズの 社会保険による対応

- 補足性の原理のために、生活保護法では、扶養義務によるニーズは同法ではカバーされない。
- 高齢や医療等に関するニーズは、（社会福祉等ではなく）主として社会保険で対応されている。
→ かりに被扶養者に関する高齢や医療等のニーズが年金制度を含めた社会保険で対応されないならば、これに対応する社会保障制度は、少なくとも現行制度上はほとんどないことになる。

労働者保護

- 世帯単位によって、被扶養者に対する労働者の扶養義務にかかるコストに関して、事業主から再分配を受ける構造となっている。
→ 事業主に対する労働者の交渉力の弱さを補っている？
- とくに長期かつ費用が大きくなりやすいリスク（老齢、医療等）や、長時間の労働に従事しその生計を主として労働に頼る労働者のみがこのような再分配の構造に組み込まれる。
→ 生活へのインパクトを考慮？

さいごに

世帯単位は、「時代遅れ」の仕組みか